豊田市指定生活支援通所サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （趣旨）  第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（ 以下「第一号通所事業」という。）のうち、指定生活支援通所サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準について定めるものとする。この要綱に定めるものを除くほか、指定生活支援通所サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準は、介護保険法施行規則第140条の63の6第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年3月15日厚生労働省告示第71号）の通所型サービス事業者に関する規定を準用するものとする。  （定義）  第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。   1. 指定生活支援通所サービス　第一号通所事業のうち、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）第１４０条の６３の２第１項第１号イに規定する旧介護予防通所介護に相当する基準を緩和した事業者によって実施されるサービスをいう。 2. 指定生活支援通所サービス事業　市が指定した生活支援通所サービスを提供する事業をいう。 3. 指定生活支援通所サービス事業者　前号のサービスを提供する事業者をいう。 4. 指定介護予防通所サービス　第一号通所事業のうち、省令第１４０条の６３の２第１項第１号イに規定する旧介護予防通所介護に相当する基準によって実施されるサービスをいう。 5. 指定介護予防通所サービス事業　市が指定した介護予防通所サービスを提供する事業をいう。 6. 指定介護予防通所サービス事業者　前号のサービスを提供する事業者をいう。 7. 常勤　介護生活支援サービスを行う事業所（以下「事業所」という。）における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。   （事業者の指定に係る申請者の要件）  第３条　指定生活支援通所サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定に係る申請者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。  （１）法人であること。  （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（ 以下「暴力団員」という。） 若しくは同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（ 以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと。  （３）法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）第３５条の２で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。  （４）労働に関する法律の規定であって政令第３５条の３で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。  （５）社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和４４年法律第８４号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者。  （６）法第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者。  （７）法第７０条第２項第６号の３に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない者。  （８）法第１１５条の４５の９による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者。  （９）法第１１５条の４５の７第１項の規定による検査が行われた日から法第７０条第２項第７号の２に規定する聴聞決定予定日（この場合において、第７７条第１項とあるのは、第１１５条の４５の９と読み替えるものとする。）までの間に事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者。  （１０）申請前５年以内に法第２３条に定める居宅サービス等及び第１号事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者。  （１１）法人の役員等（法第７０条第２項第６号に規定するもの。以下この項において同じ。）のうちに第３号から第６号まで又は第８号から前号までのいずれかに該当する者（該当する者が法人である場合においてはその役員等（ただし、第４号においては行政手続法第１５条の規定による通知があった日から前６０日以内に役員等であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者を含み、第６号においては行政手続法第１５条の規定による通知があった日から前６０日以内に役員等であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者を含む。）であった者を含み、該当するものが法人でない事業所である場合においては、当該事業所の管理者（ただし、第４号においては行政手続法第１５条の規定による通知があった日から前６０日以内に管理者であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者を含み、第６号においては行政手続法第１５条の規定による通知があった日から前６０日以内に管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者を含む。）であった者を含む。）。  （１２）法人の役員等のうち禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。  （事業の一般原則）  第４条　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。  ２　事業者は、事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。  ３　事業者は、事業の運営に当たっては、提供した指定生活支援通所サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。  （基本方針）  第５条　指定生活支援通所サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、法第１１５条の４５第１項１号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、レクリエーション、軽運動等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。  （従事者の員数）  第６条　事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。  ２　指定生活支援通所サービスの提供日ごとに、指定生活支援通所サービスを提供している時間帯を通じてリーダーが勤務している時間数の合計を当該指定生活支援通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数。利用者の数が１０人を超える場合はこれに加えて利用者１人につき、リーダー又は従事者が０．１人以上確保されるために必要と認められる数。  ３　事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第９３条第１項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。）第２０条第１項に規定する指定地域密着型通所介事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援通所サービス事業と指定通所介護等（指定居宅サービス等基準第９２条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型サービス等基準第１９条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）事業又は指定介護予防通所サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、それぞれ指定居宅サービス等基準第９３条第１項から第７項まで、指定地域密着型サービス等基準第２０条第１項から第８項まで、又は豊田市介護予防通所サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱第７条第１項から第８項に規定する基準を満たすことに加え、生活支援通所サービス利用者の数に応じて必要数を配置すること。  （管理者）  第７条　事業者は、事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  （設備及び備品等）  第８条　事業所は、サービスを提供するための区画を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定生活支援通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。  ２ サービスを提供するための区画は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。  ３　第１項に掲げる設備は、専ら指定介指定生活支援通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定生活支援通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。  ４　事業者が指定通所介護等事業又は指定介護予防通所サービス事業の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援通所サービス事業と指定通所介護等事業又は指定介護予防通所サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、指定居宅サービス等基準第９５条第１項から第３項まで又は指定地域密着型サービス等基準第２２条第１項から第３項まで又は豊田市介護予防通所サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱第９条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。  （内容及び手続きの説明及び同意）  第９条　事業者は、指定生活支援通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２６条に規定する運営規程の概要、指定生活支援通所サービス従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。  （提供拒否の禁止）  第１０条　事業者は、正当な理由なく指定生活支援通所サービスの提供を拒んではならない。  （サービス提供困難時の対応）  第１１条　事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定生活支援通所サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活支援通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。  （受給資格等の確認）  第１２条　事業者は、利用者から指定生活支援通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。  ２　事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防通所サービスを提供するよう努めなければならない。  （要支援認定の申請及び基本チェックリストの実施に係る援助）  第１３条　事業者は、指定生活支援通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基本チェックリストの判定を受けていない利用申込者については、申請等が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。  ２　事業者は、介護予防ケアマネジメントが利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請であれば、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する３０日前までに、基本チェックリストの申請であれば、遅くともサービスの利用開始日までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。  （心身の状況等の把握）  第１４条　事業者は、指定生活支援通所サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。  （地域包括支援センター等との連携）  第１５条　事業者は、指定生活支援通所サービスを提供又は提供を終了するに当たっては、利用者又はその家族に対して必要な援助を行うとともに、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  （介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供）  第１６条　事業所は介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。  （介護予防サービス・支援計画の変更の援助）  第１７条　事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。  （サービスの提供の記録）  第１８条　事業者は、指定生活支援通所サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第１１５条の４５の３の規定により、利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。  ２　事業者は、指定生活支援通所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。  第１９条　指定介護予防通所サービス事業に要する費用の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表の区分及びサービスの種類ごとの単位数に、同表に定める１単位の単価を乗じて算定するものとする。  ２　前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。  （サービスに要する費用の支給）  第２０条　市長は、前条第１項の規定により算定された指定生活支援通所サービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の１００分の９０に相当する額を事業者に支払うものとする。  ２　市長は、指定生活支援通所サービス事業の利用者が第１号被保険者であって、法第５９条の２に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、費用額の１００分の８０に相当する額を事業者に支払うものとする。  ３　市長は、指定生活支援通所サービス事業の利用者が第１号被保険者であって、法第５９条の２第２項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、費用額の１００分の７０に相当する額を指定事業者に支払うものとする。  ４　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定生活支援通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、第１９条の算定方法により算定された費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。  ５　事業者は、第1項又は第２項又は第３項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。  （１）利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  （２）おむつ代  （３）前２号に掲げるもののほか、指定生活支援通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用  ６　事業者は、第４項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。  ７　事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活支援通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。  （利用者負担額）  第２１条　指定生活支援通所サービス事業の利用者が負担する額は、第１９条の規定により算定した額から、前条第１項又は第２項又は第３項により算定した額を減じた額とする。  （保険給付の請求のための証明書の交付）  第２２条　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定生活支援通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定生活支援通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。  （利用者に関する市への通知）  第２３条　事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。   1. 正当な理由なしに指定生活支援通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要支援もしくは要介護状態になったと認められるとき。 2. 偽りその他不正な行為によって指定生活支援通所サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。   （緊急時等の対応）  第２４条　従事者等は、指定生活支援通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。  （管理者の責務）  第２５条　事業所の管理者は、事業所の従事者の管理及び指定生活支援通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。  ２　事業所の管理者は、事業所の従事者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。  （運営規程）  第２６条　事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。  （１）事業の目的及び運営の方針  （２）従業者の職種、員数及び職務の内容  （３）営業日及び営業時間  （４）指定生活支援通所サービスの利用定員  （５）指定生活支援通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額  （６）通常の事業の実施地域  （７）サービス利用に当たっての留意事項  （８）緊急時等における対応方法  （９）非常災害対策  （１０）その他運営に関する重要事項  （勤務体制の確保等）  第２７条　事業者は、利用者に対し適切な指定生活支援通所サービスを提供できるよう、事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。  ２　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従事者によって指定生活支援通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  ３　従事者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  （定員の遵守）  第２８条　事業者は、利用定員を超えて指定生活支援通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  （非常災害対策）  第２９条　事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。  （衛生管理等）  第３０条　事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。  ２　事業者は、事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めなければならない。  （掲示）  第３１条　事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。  （秘密保持等）  第３２条　事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  ２　事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  ３　事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。  （広告）  第３３条　事業者は、事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。  （地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止）  第３４条　事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。  （苦情処理）  第３５条　事業者は、提供した指定生活支援通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。  ２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。  ３　事業者は、提供した指定生活支援通所サービスに関し、法第１１５条の７第１項及び法第１１５条の４５の７第１項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  ４　事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。  ５　事業者は、提供した指定生活支援通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  ６　事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。  （事故発生時の対応）  第３６条　事業者は、利用者に対する指定生活支援通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。  ２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。  ３　事業者は、利用者に対する指定生活支援通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  （記録の整備）  第３７条　事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  ２　事業者は、利用者に対する指定生活支援通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）第３９条第１項第２号に規定する生活支援通所サービス個別計画  （２）第１８条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第２３条に規定する市への通知に係る記録  （４）第３５条第２項に規定する苦情の内容等の記録  （５）第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （指定生活支援通所サービスの基本取扱方針）  第３８条　指定生活支援通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。  ２　事業者は、自らその提供する指定生活支援通所サービスの質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。  ３　事業者は、指定生活支援通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものでなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要支援状態又は要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。  ４　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。  ５　事業者は、指定生活支援通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。  （指定生活支援通所サービスの具体的取扱方針）  第３９条　指定生活支援通所サービスの方針は、第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。  （１）指定生活支援通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。  （２）事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定生活支援通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定生活支援通所サービス個別計画を作成するものとする。  （３）指定生活支援通所サービス個別計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。  （４）事業所の管理者は、指定生活支援通所サービス個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。  （５）事業所の管理者は、指定生活支援通所サービス個別計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。  （６）指定生活支援通所サービスの提供に当たっては、指定生活支援通所サービス個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。  （７）指定生活支援通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。  （８）指定生活支援通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。  （９）事業所の管理者は、指定生活支援通所サービス個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも３月に１回は、当該指定生活支援通所サービス個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該指定生活支援通所サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、指定生活支援通所サービス個別計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行うものとする。  （１０）事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。  （１１）事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定生活支援通所サービス個別計画の変更を行うものとする。  （１２）第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する指定生活支援通所サービス個別計画の変更について準用する。  （指定生活支援通所サービスの提供に当たっての留意点）  第４０条　指定生活支援通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。  １　事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定生活支援通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。  ２　事業者は、サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。  ３　事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。  （安全管理体制等の確保）  第４１条　事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。  ２　事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。  ３　事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。  ４　事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。  （様式）  第４２条　介護予防・日常生活支援総合事業における指定生活支援通所サービスの実施に係る手続きに必要な様式については、別表に定めるとおりとする。  （委任）  第４３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。  　　　附　則  　（施行期日）  この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。  　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。  　この要綱は、令和３年4月1日から施行する。  別表   |  |  | | --- | --- | | 様式名 | 様式番号 | | （１）指定申請書 | 様式第1-2号 | | （２）指定更新申請書 | 様式第2-2号 | | （３）変更届出書 | 様式第3-2号 | | （４）事業再開届出書 | 様式第4-2号 | | （５）廃止・休止届出書 | 様式第5-2号 | |